

## 同志社女子大学共同研究取扱要綱

2004年 11月 12日 制定

2008年 2月 23日 改正

2016年 2月 10日 改正

第1条 本学における共同研究・調査・試験（学外機関等からの研究者及び研究資金を本学に受け入れ、受け入れた学外機関等の研究者と本学が共同研究・調査・試験を実施するものをいう。）（以下「共同研究」という。）の取り扱いについてはこの要綱の定めるところによる。

第2条 共同研究は教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

2 共同研究が、研究倫理、利益相反、及び遺伝子組換え実験安全管理規程等の本学諸規程等に抵触するおそれのある場合は、学術情報部長（以下「部長」という。）は当該共同研究を学術情報部主任会の審議に付さなければならない。また、当該共同研究が本学諸規程等に抵触する場合は、当該共同研究を受け入れることはできない。

第3条 共同研究を実施しようとする者（以下「委託者」という。）は、部長を経由して学長に願い出なければならない。

第4条 学長が共同研究の受け入れを認めたときは、部長は委託者との間に共同研究契約をただちに締結しなければならない。

第5条 共同研究の受け入れが決定したときは、委託者は研究費を指定の期間内に納付しなければならない。

2 指定期間内に研究費が納付されないときは、共同研究契約を取消すことがある。

3 一旦納付された研究費は、原則としてこれを返還しない。ただし、天災、その他やむを得ない事由により共同研究ができない場合には、その全部又は一部を委託者に返還することができる。

第6条 研究担当者は、当該共同研究が完了したときは、その旨を、部長を経由して学長に報告するとともに、研究成果を委託者に報告するものとする。

第7条 研究担当者は、当該共同研究の成果について一般に公表する必要があると認めたときは、部長の承認を受けて研究担当者の名においてこれを公表することができる。ただし、知的財産権等の理由により公表に支障がある場合は、公表の時期、方法等については委託者と協議する。

第8条 本要綱の改廃は、学術情報部主任会、常任委員会及び評議会の議を経て学長が決定する。

第9条 本要綱の施行に関する細則は別に定める「共同研究施行細則」のとおりとする。

第10条 本要綱に関する事務は、学術情報部学術研究支援課が行う。

### 附 則

この要綱は、2016年4月1日から施行する。